

2006年4月18日  
日本経済団体連合会

**現状**

- ・ 遅い教育改革の足取り
- ・ 公立学校への不満・不信感  
→ 私立志向の高まり、塾通い常態化

切磋琢磨を通じて、学校が自らの発意と創意工夫で学校経営や授業の改善を実現するための環境整備が必要

## 1. 学校選択制の全国的導入

- (1) 目的: 「選ばれる学校」を目指した切磋琢磨の促進  
現状: 教育の受け手は学校選択制を強く期待、導入済の自治体は1割
- (2) 改革の方向性:
  - ① 学校選択制の全国的導入  
学校教育法を改正し、就学先について教育の受け手の希望をきき、最大限尊重
  - ② 選択制の形態(自由選択、ブロック選択等)は、各地域が独自判断
  - ③ 不人気校への支援措置(有能な教員の配置、予算の特別交付等)
  - ④ 学校選択に伴う保護者の責任(学校改革への積極的協力等)

## 2. 学校評価(含 教員評価)

- (1) 目的: 教育の受け手に学校選択の参考材料を提供  
現状: 評価自体は実施されているが、以下の問題抱える
  - ① 学校による自己評価
    - ・ 評価項目がまちまち(有効な比較材料とならず)
    - ・ 評価結果を公表する学校は半数未満、限定的な情報発信(学校だより等) など
  - ② 保護者等による外部評価
    - ・ 外部意見汲み取りが限定的(学校行事についてのアンケートのみ等)
  - ③ 教員評価
    - ・ 校長が一方向的に評価するのみ(教員の指導に活かされず、教育の受け手の参加なし、評価結果が処遇と無関係、評価経験の欠如)
    - ・ 校長評価(市町村教育委員会が実施)の基準不明 など
- (2) 改革の方向性
  - ① 学校の取り組みを比較・検証可能化
  - ② 教育の受け手による評価の実施
  - ③ 評価者の訓練の機会増
- (3) 文部科学省の「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」について
  - ・ 教育の受け手の評価は、学校による自己評価の参考材料として位置づけ  
⇒ 教育の受け手の意見を積極的に汲み取り具体的改善に結びつける視点が必要
  - ・ 教育活動の成果や生徒指導の状況など客観的なデータの公表を求めず  
⇒ 教育の内容と成果を評価する上で、全国学力調査結果などを学校毎に公表

**【具体策】**

**評価者と評価項目のあり方**

- ・ 評価者毎に評価項目の基準を設定、
- ・ 学校目標・経営方針、年度目標の数値化
- ・ 評価者の評価能力の向上(校長や教頭への研修等)

**公表のあり方**

- ・ 各校・教育委員会のホームページ公開、学校窓口での閲覧
- ・ 教員評価(含 校長評価)は概要を公表、学校の基礎的なデータも公開

**頻度** 最低、年2回実施

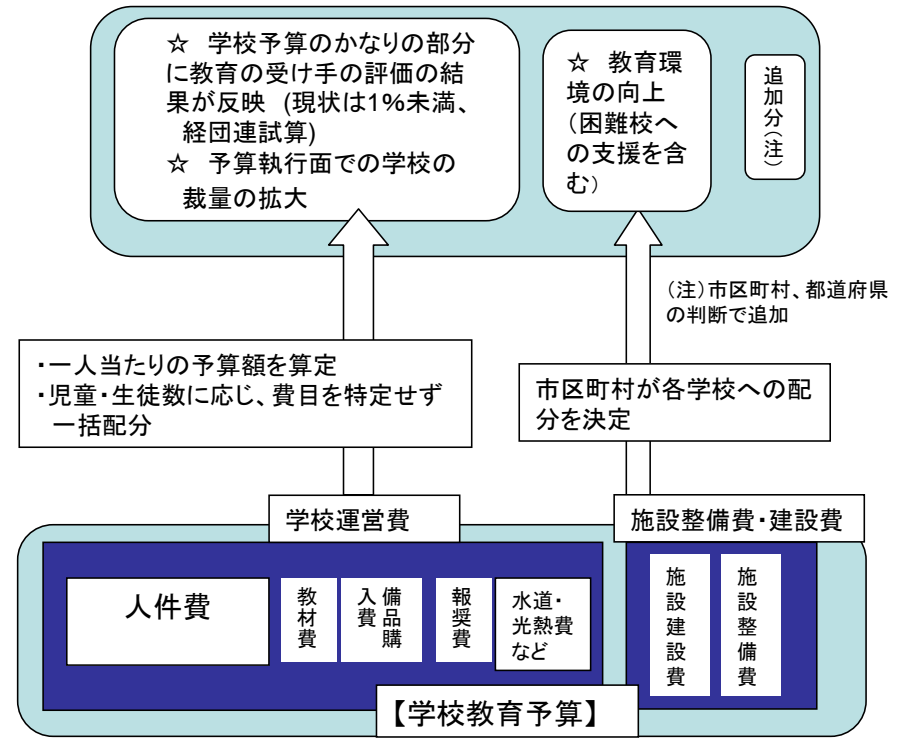
**活用** 校長が直接、評価結果等を保護者や地域に説明  
教員評価結果に基づき教員を指導  
教員評価結果の教員の処遇(職能等級、給与)や配置に反映 など

## 3. 教育の受け手の選択を反映した学校への予算配分

- (1) 目的: 学校予算にも教育の受け手の選択を反映させ、学校の自己改革を担保  
現状: 学校予算の配分には教育内容・満足度は殆ど無関係(基準は学級数・教員数)
- (2) 改革の方向性:
  - ① 原則として児童・生徒数に応じて配分  
⇒ 学校運営費は児童・生徒数に応じ、予算項目を特定せず一括交付
  - ② 各校の事情を踏まえ追加的に交付  
⇒ 施設整備・建設費は市区町村が決定  
中長期的見通しの下、教育の受け手の選択を反映した学校配置を実施

**【具体策】**

**改革後の各学校の予算**



**今後の課題:**

- ・ 教員人事権の移譲(都道府県から中核都市レベルへ、将来的には校長主導による教員配置)
- ・ 教育委員会の役割と評価 など